

ぎょうせい

行政・人権相談

行政相談は行政相談委員、人権相談は人権擁護委員が担当します。

五所川原地区（行政相談）

▷11月9日(休) 10:00~12:00

▷11月22日(休) 10:00~12:00

市役所 1階相談室 1A

「出張行政相談」を行います

特別行政相談週間の一環として、中央公民館で開催される「市民総合文化祭」にて行政相談コーナーを開設します。お気軽にご相談ください。

日時…11月3日(金)、4日(土)

9:00~16:00

問い合わせ先…市民課 内線2320

金木地区（行政・人権合同相談）

▷11月15日(休) 10:00~12:00

金木総合支所相談室

問い合わせ先

金木総合支所 内線3130

法務局人権相談

▷月曜日~金曜日（祝日を除く）

8:30~17:15

五所川原支局 1階人権相談室

問い合わせ先

青森地方方法務局五所川原支局

Tel.34-2330

人権擁護啓発メッセージ

（令和4年度人権教室より/市浦小4年生）

『知らんぷりしているのは、いじめているのと同じ。逃げるのも大切なのが分かりました』

おやこのスペース『ゆったりーの』
「ハートネットを作るう！」
~ちょっと気になる子への支援~

『ゆったりーの』は、親子でゆったりと過ごせる居場所です。子育ての悩みや発達の不安の相談もお受けしますので、どなたでもお気軽にお越しください。

日程…11月11日(出)^(*)、12月2日(出)^(*)、

12月23日(出)、1月13日(出)^(*)、1月

20日(出)、2月10日(出)^(*)、2月24日

(出)、3月9日(出)^(*)、3月16日(出)^(*)

(*)は発達の相談ができる日です。

場所…中央公民館3階大広間等

時間…10:00~15:00

（相談は13:00~15:00）

参加費…無料

対象…幼児から小学生（子どもだけの利用はできません）

問い合わせ先

社会教育課 内線2952

2024年（令和6年） 五所川原市特別版 青森県民手帳を販売します

平成10年から最新作までの立佞武多や、旧五所川原市、旧金木町、旧市浦村および合併後の五所川原市のあゆみを掲載しています。

▷字体が見やすくなり、国民スポーツ大会に向けて、まめ知識にアップリート君が登場しています。

▷年間・月間・週間の3種の予定表があります。月間予定表は2025年3月末まで記入できます。

発売日…11月6日(月)

販売場所…ふるさと未来戦略課、各総合支所地域振興係

手帳の規格

▷サイズ：150mm×85mm×12mm

▷カバー：全5色

まぐろブラック（黒）

青池ブルー（青）

奥入瀬グリーン（緑）

あんずオレンジ（橙）

りんごレッド（赤）

*今年も、カバーの表に五所川原市イメージキャラクター「ごしょりん」を型押ししました。

価格…700円（税込）

*ご希望の色が売り切れの場合がありますので、ご了承ください。

問い合わせ先

ふるさと未来戦略課 内線2238

青森県最低賃金が改定されました

令和5年10月7日に青森県最低賃金が改定されました。青森県最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用されます。製造業と小売業の一部には、特定（産業別）最低賃金が定められています。

詳細は青森労働局ホームページをご覧ください。



青森県最低賃金額…898円（時間額）

問い合わせ先

青森労働局労働基準部賃金室

Tel.017-734-4114

退職後の住民税はこうなります

住民税が毎月の給与から天引きされている方は、1年分の税額を「6月から翌年5月まで」の12回に分けて勤務先の事業所が納入（特別徴収）しています。この間に退職される場合、退職後の残りの住民税をまとめて、退職時の給与や退職金からの天引きにより納める制度にご理解をお願いします。

事業主の皆さんへ

①従業員が退職などで住民税の特別徴収ができなくなる場合は「異動届出書」の提出が必要です。

②翌年1月以降に退職する方の住民税について、残りの特別徴収税額があるときは、退職時の給与や退職金から天引きして納入すること（一括徴収）が義務づけられています。なお、12月以前に退職する方についても、同様に納入することができます。

問い合わせ先

▷税務課 内線2252

▷西北地域県民局県税部納税管理課
Tel.34-3141

住生活総合調査にご協力ください

12月1日、全国で住生活総合調査が行われます。

この調査は、住生活基本法に基づく住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上で必要となる基礎資料を得ることを目的に、国土交通省が実施する統計調査です。

今回は、10月に実施された住宅・土地統計調査に回答いただいた世帯の中から一部を選び、全国で約10.8万世帯が対象となっています。

対象世帯には11月下旬から調査票が郵送されますので、オンラインまたは郵送による回答へのご協力をお願いします。

問い合わせ先

建築住宅課 内線2660

